

令和3年第6回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年6月25日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和3年6月25日 午後2時48分							
閉 会	令和3年6月25日 午後3時42分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	—	木暮 剛	—
	2	松本 信次	出席		今井 徹	—	野本 照夫	—
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	—	馬場 勝美	—
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	—	関口 正	—
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	—	渡邊 仁	—
	6	萩原 豊	出席		河野 博	—	秋池 功	—
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	—	岡野 孝	—
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	—	伊藤 清	—
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	—	三ツ木 宏之	—
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	—		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	—		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	—		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	—				
議事録署名人		江原 浩昭 ・大賀 文吉						
議事参与		堀越 延年 ・ 森光 亮介 ・ 下山 優美						
書 記								

会議事件名

- 議案第24号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第25号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第26号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第27号 農地法施行規則第17条による別段の面積の基準の設定について

顛末

開会 午後2時48分

【会長代理】 これより、令和3年第6回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正をお願いします。

【事務局】 訂正箇所はありません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号8番 江原 浩昭 委員、
番号9番 大賀 文吉 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第24号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。なお、本議案には〇〇〇〇農業委員が譲受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっておりますことから、〇〇〇〇農業委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

(指名された委員の退出)

事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第24号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 19筆

番号13

受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は500日であり、農作業に常時従事していると

	認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は874.33アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1.1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号13について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できるかと判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号14について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号14 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は900日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は9831.77アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約5.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。なお、農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮

	<p>小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく事業です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【岩崎 新一 農業委員】	<p>番号14について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第24号について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>(退出した委員の入室)</p>
【議長】	<p>続きまして、議案第25号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案第25号 農地法第4条の規定による転用許可申請 1件 1筆</p>

	<p>番号2</p> <p>本申請は、申請者が市街化調整区域決定前の昭和45年以前から進入路として本申請地を利用し、今後も今までどおり申請地を進入路として利用していくために申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号2について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。進入路ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。また、申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から進入路として利用しており、今後も進入路として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【渡邊 秋夫 農業委員】	<p>申請地は国土調査が実施されている場所ですが、地目が農地のままだった理由は何ですか？</p>
【事務局】	<p>その件につきましては確認し、第7回定例会で回答いたします。</p>
【議長】	<p>採決を行います。議案第25号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第25号について原案のとおり決定いたしました。議案第25号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第26号 農地法第5条の</p>

	<p>規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案第26号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <p>所有権の移転 1件 5筆</p> <p>使用貸借権の設定 3件 3筆</p> <p>番号32</p> <p>受人は、現在市内にある実家に家族3人で暮らしています。住宅が老朽化し手狭となったため、自己用住宅の建替えを計画し、受人の父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【矢部 英利 農業委員】	<p>番号32について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の敷地拡張ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。また、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号33について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号33</p> <p>受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エ</p>

	<p>エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、受人の父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネル124枚を設置し、発電の規模は34.1kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【松本 信次 農業委員】	<p>番号33について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。また、隣接農地との境界にはフェンスを設置します。このため、転用後も隣地に農地はなく、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号34について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号34 受人は、現在市内の自宅で学習塾、茶道教室を運営しています。現在の住宅敷地内にある生徒の送迎用の駐車スペースが手狭となったため、受人の夫が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>

【松本 信次 農業委員】	番号34について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。また、隣接する農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号35について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号35 受人は、現在市内のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の叔父が所有する本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号35について調査してまいりました。 申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。また、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生

	<p>じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第26号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第26号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第27号 農地法施行規則第17条による別段の面積の基準の設定について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>農地法第3条により農地の権利を取得する場合、3つの要件があります。</p> <p>1つ目は全部効率利用要件です。農地の権利を取得する者、またはその世帯員等が保有している農地を含め、それらの者が全ての農地を効率的に耕作していることを要件とし、違反転用などがあれば該当しないこととなります。</p> <p>2つ目は農作業常時従事要件です。農地の権利を取得する者、またはその世帯員等が原則年間150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目は下限面積要件です。都府県では農地の権利を取得する者、またはその世帯員等の耕作する面積が50a以上であることとなっており、いわゆる下限面積とされています。</p> <p>地域の実情を踏まえて農業委員会が「別段の面積」を設定して公示した時は、その面積を下限面積とすることができるという農地法の規定があることから、毎年、審議していただいております。</p> <p>別段の面積を設定する場合としては、①担い手が不足し新規就農・参入を促したい場合、②遊休農地化が深刻なため新規就農・参入を促したい場合、③山間地域であるため農業者の平均規模が小さく、50a以上を満たすのが難しい場合が挙げられます。</p> <p>本市の場合、新規就農の促進ではなく担い手への利用集積等を推進することにより遊休農地を解消していきたいと考えておりますので、別段の基準を定めず、下限面積は従来通りとする方向で提案させていただきたいと思っております。</p>

【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。				
【一同】	(質問なし)				
【議長】	それでは採決を行います。議案第27号について、別段の面積の基準を設定せず下限面積は現在と同様の50aとすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。				
【一同】	(全員挙手)				
【議長】	全員挙手と認め、議案第27号については別段の面積の基準を設定しないことに決定いたしました。 続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。				
令和3年5月11日～令和3年6月10日受付分					
農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出					
<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%;">2件</td> <td style="width: 15%;">2筆</td> <td style="width: 40%;">946㎡</td> </tr> </table>			2件	2筆	946㎡
	2件	2筆	946㎡		
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出					
<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 30%;">所有権の移転</td> <td style="width: 15%;">26件</td> <td style="width: 15%;">57筆</td> <td style="width: 40%;">11,830.95㎡</td> </tr> </table>		所有権の移転	26件	57筆	11,830.95㎡
所有権の移転	26件	57筆	11,830.95㎡		
<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 30%;">使用貸借権の設定</td> <td style="width: 15%;">1件</td> <td style="width: 15%;">1筆</td> <td style="width: 40%;">165㎡</td> </tr> </table>		使用貸借権の設定	1件	1筆	165㎡
使用貸借権の設定	1件	1筆	165㎡		
<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 30%;">合計届出件数</td> <td style="width: 15%;">29件</td> <td style="width: 15%;">60筆</td> <td style="width: 40%;">12,941.95㎡</td> </tr> </table>		合計届出件数	29件	60筆	12,941.95㎡
合計届出件数	29件	60筆	12,941.95㎡		
また、					
<table border="0" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 30%;">農地改良に係る届出</td> <td style="width: 15%;">1件</td> <td style="width: 15%;">2筆</td> <td style="width: 40%;">212㎡</td> </tr> </table>		農地改良に係る届出	1件	2筆	212㎡
農地改良に係る届出	1件	2筆	212㎡		
これらは、全て会長専決でございます。					
次に、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の取下について、事務局より報告をお願いいたします。					
【事務局】	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の取下について、1件の報告をいたします。 (受人) ○○○ ○○ ○○ (渡人) ○○ ○○ (土地の所在) ○○○○○○○○○ 田 2733㎡ 外2筆 合計3705㎡				

	<p>この件につきましては、令和3年4月12日に農地法第5条の規定による農地転用許可申請がありましたが、その後、営農計画に変更があったため、令和3年6月4日付けで取下願が提出され、受理しました。</p> <p>【議長】 続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告お願いいたします。 まず、農業委員の方から何かありますか。</p> <p>【会長代理】 ・公務災害保険の加入について</p> <p>【議長】 最後に事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局】 ・農業者年金のパンフレットについて ・令和3年度 農地利用最適化活動活性化研修会について</p> <p>【会長代理】 これをもちまして、令和3年第6回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和3年7月27日（火）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時42分</p>
--	--